

令和6年度 こどもの貧困対策関連事業（重点的に取り組むもの）

「大阪市こどもの貧困対策推進計画」に基づく取り組み

●計画の基本理念

すべてのこどもや青少年が、その生まれ育った環境にかかわらず、自らの未来に希望をもって何事にも前向きに取り組み成長し、他者とともに社会の一員として自立して活躍できる社会を大阪のまちの力を結集して実現します。

●計画の施策体系（4つの施策体系の相互連携と相乗効果）

1 こどもや青少年の学びの支援の充実

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| （1）すべての基礎となる幼児教育の普及と質の向上 | （3）進学や通学継続ができるよう支援 |
| （2）一人一人の状況に応じた学力向上の取り組みの推進 | （4）多様な体験や学習の機会を提供 |

2 家庭生活の支援の充実

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| （1）子育て家庭における養育や教育を支援 | （3）家庭的な養育を推進 |
| （2）こどもや青少年、保護者の健康を守る取り組みを推進 | |

3 つながり・見守りの仕組みの充実

- | | |
|----------------------------|---------------------------------|
| （1）こどもや青少年、保護者のつながりを支援 | （3）社会全体でこどもや青少年、保護者を支援する取り組みを推進 |
| （2）児童虐待の発生予防、早期に発見・対応できる体制 | |

4 生活基盤の確立支援の充実

- | | | | |
|---------|----------------|----------------|----------------|
| （1）就業支援 | （2）施設退所者等の自立支援 | （3）仕事と子育ての両立支援 | （4）子育て世帯の経済的支援 |
|---------|----------------|----------------|----------------|

●令和6年度 こどもの貧困対策関連（重点施策推進経費）

「大阪市こどもの貧困対策推進計画（平成30年3月策定）」に掲げる4つの施策体系に基づくとともに、令和5年度に実施した事業の効果や有効性を踏まえ、次の（1）から（4）に該当する事業について、令和6年度の重点施策推進経費として検討する。

《対象事業》

（1）実態調査の速報値から見えた課題に対して有効であると認められる事業

実態調査の速報値データから見えた緊急的に実施する必要がある課題に対して、実施することでこどもの貧困対策に特に効果が高いと認められる事業

（2）計画指標の改善に有効であると認められる事業

不登校、高校中退やひとり親世帯の就労自立支援などの引き続く課題に対して、貧困の連鎖を断ち切るため、継続的に集中して実施する必要がある事業

（3）令和5年度に実施した施策を効果検証し、こどもの貧困対策に有効であると認められる事業

令和5年度に実施した学習習慣の定着や不登校児童・生徒への支援策、居場所づくり、ひとり親世帯への支援策などの事業について、効果検証を行った結果、有効性を証明できる事業

（4）令和5年度に実施した事業を検証し、新たな事業として再構築することにより一層高い効果が認められる事業

令和5年度に実施した事業の検証の結果、新たな事業として再構築することにより、一層高い効果が期待できるもの。